

令和7年 第9回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年9月26日（金）午後2時00分～

2. 場 所 頬娃保健センター

3. 出席委員(19人)

会長	1番 本木下 裕一		
会長職務代理	2番 大隣 初美		
委員	3番 月野 貴大	4番 吉崎 久男	5番 東垂水 勝秀
	6番 松永 克生	7番 高江 京子	8番 永山 明美
	9番 福元 幸志	10番 松園 勝郎	11番 下之門 信洋
	12番 山下 信一郎	13番 大坪 幸博	14番 桑代 純一
	15番 枝川 明子	16番 松村 孝徳	17番 池田 慎
	18番 柚山 俊孝	19番 宮原 俊郎	

4. 欠席委員(人)

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第55号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第56号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第57号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第58号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第59号 非農地証明願について
- 日程第10 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
 今月の農業委員会憲章唱和は、永山委員になりますのでよろしくお願ひ
いたします。
 (農業委員会憲章 唱和)
 御着席願います。

議 長 ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。
 これより令和 7 年第 9 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定を
ご覧いただきたいと思います。 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はござい
ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。
 会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のう
え、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
 会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、3 番月野委員、
4 番吉崎委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
 お諮りします。本会議の会期は、本日 9 月 26 日の 1 日間で御異議ござい
ませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 資料 2 ページの日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めま
す。

農地係長 説明致します。3 ページからでございます。
 農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が 61 件ございまし

た。

貸人は穎娃町○○の○○○○さん、借人は同じく穎娃町○○の○○○○さん ほかです。貸人主導によるもの 29 件、借人主導によるもの 32 件です。

地目の内訳は、田 17 畝 12,225 m²、畑 103 畝 164,130 m²、山林等（現況畑）8 畝 10,936 m²の合計 128 畝 187,291 m²で、穎娃地域 27 件、知覧地域 28 件、川辺地域 6 件です。

以上で説明を終わります。

議長　只今の事案について、質疑はありませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長　続きまして、資料 10 ページの日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長　説明致します。資料は 11 ページからです。

今回は、内容変更 1 件、更新 11 件です。内容変更につきましては、農業改善の方向概要で碾茶、抹茶事業の追加です。

再認定の内訳としては、穎娃地域 10 件、知覧地域 1 件で営農類型としては茶専業 4 件、複合経営 7 件です。

以上で説明を終わります。

議長　只今事務局から報告がありました件について、質問はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長　次に、資料 15 ページの日程第 5 議案第 55 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。○○委員お願いします。

○番委員　報告いたします。

16 ページの審議番号 1 番です。関連資料は 17 ページから 21 ページになります。

申請人は、知覧町○○の○○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畑 1,885 m²で○○自治会近くに位置します。申請人は市内で○○を営む○○で、○○○○が不足するため、申請地を取得し、○○として利用するため、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側、東側は市道に、西側、南側は畑に接しています。最高 0.4 m 程度の盛土を行いますが、緩衝地を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。日照・通風等については、駐車場として利

用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 農地係長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番については、農用地区域からの除外となっています。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと、用排水路の機能低下はないこと、土地改良事業完了から 30 年以上経過している地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

訂正がございます。資料の 16 ページの変更理由の下から 3 行目の「取得し」を「借り受けて」になります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員長 「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 55 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員長 「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料 22 ページの日程第 6 議案第 56 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、説明いたします。23 ページ～27 ページの 3 条所有権移転 11 件でございます。

譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんで、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん ほかの申請です。

地目の内訳は、田が 3 筆 1,276 m²、畑が 25 筆 32,936.8 m²、合計 28 筆 34,212.8 m²です。申請理由につきましては、規模拡大 7 件、相手方の要望 3 件、自家菜園開始 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 30 千円から 300 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、201 千円でございます。

地域別では、穎娃地域 7 件、知覧地域 3 件、川辺地域 1 件です。

農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長　只今、説明のありました案件について審議をお願いします。
- 委員長　質問、御意見はございませんか。
- 「なし」の声あり
- 議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
- 議案第 56 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。
- 「異議なし」の声あり
- 議長　異議なしと認めます。
- よって、議案第 56 号 の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長　次に、資料 28 ページの日程第 7 議案第 57 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。
- まず、現地調査員から報告をお願いします。○○委員お願いします。
- 番委員　報告いたします。
- 29 ページの審議番号 1 番です。関連資料は 31 ページから 35 ページになります。
- 譲受人は、知覧町○○の○○○○○さんです。譲渡人は、同じく知覧町○○の○○○○○さんです。
- 申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠 130 m²で○○自治会に位置します。
- 申請人は市内で○○を営む○○で、平成○年に○○○○について、農地法の許可を得ていなかったことが分かり、追認で許可を得ようとするものです。
- 申請地の北側は県道に、東側は宅地に、西側・南側は畠に接しています。現状のまま利用しているので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流しています。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して、道路側溝へ放流しています。日照・通風等については、建物の高さを加減しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
- 続きまして、29 ページの審議番号 2 番です。関連資料は 36 ページから 40 ページになります。
- 譲受人は、知覧町○○の○○○○○さんです。譲渡人は、同じく知覧町○○の○○○○○さんです。
- 申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠 186 m²で○○自治会に位置します。
- 申請人は市内で○○を営む○○で、昭和○年に申請地南側の隣接地に○○を建築した時から、○○と県道との車両用の通路として使用していたものです。農地法の許可を得ていなかったことが分かり、追認で許可を得ようとするものです。
- 申請地の北側は県道に、西側は畠に、東側は畠及び宅地に、南側は宅地に

接しています。現状のまま利用しているので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流しています。日照・通風等については、通路として利用しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
○番委員

次に、○○委員お願いします。

報告いたします。

30番の審議番号3番です。関連資料は41番から45番になります。

借り人は、知覧町○○の○○○○さんです。貸し人は、鹿児島市の○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠 1,885 m²で○○自治会近くに位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。今回の転用目的となっていますのは、○○○○でありますが、農地法における分類としましては、「農畜産物販売施設」に分類されますので、第1種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、審議番号2番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

続きまして、審議番号3番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地ですが、今回農用地区域から除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。

今回の転用目的となっていますのは、○○○○になっておりますが、○○等に隣接し一体となって利用する場合以外の○○○○について、農業用施設に該当しないことから、第1種農地の不許可の例外「農業用施設」には該当しません。

そこで、申請地北側の既存の〇〇〇〇を拡張するかたちでの転用申請となっておりますので、資料 43 ページ下に補足説明しておりますとおり、拡張に係る部分の申請地の面積 1,885 m²が、既存施設の敷地面積 5,221 m²の 2 分の 1 を超えないため、第 1 種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

また、除外後は、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長　只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問、御意見がございませんので、採決いたします。

議案第 57 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 1 番、3 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、他の 1 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。

よって議案第 57 号については、審議番号 1 番、3 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、他の 1 件については申請どおり許可することに決定いたします。

議長　次に、資料 46 ページの日程第 8 議案第 58 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係　資料は 47 ページからになります。

今回の契約開始は R7.12.1 開始分となっています。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく鹿児島市の〇〇〇〇さん ほかです。

設定面積は、田 4 筆 7,060 m²、畑 220 筆 362,146 m²の合計 224 筆 369,206 m²で、穎娃地域 121 件、知覧地域 81 件、川辺地域 22 件となっております。

なお、57 ページの〇～〇番については、機構管理となっていましたが、今回、新たな 2 耕作者により、前契約を引き継ぐ形で契約しようとするため、存続期間は、前契約の残りの期間となっております。

今回の 12 月 1 日開始分 224 筆のうち、内訳として、新規分が 61 筆、前回が基盤法での貸し借りだった分が 153 筆、前回が農地バンクでの貸し借りだった分が 10 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 57 ページに表示しております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は

養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長　只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、○○委員が○番から○番、○○委員が○番から○番、○○委員が○番から○番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 58 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長　引き続き、議案第 58 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　それでは、関係委員の退室を求めます。

(退室)

議長　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 58 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入室)

議長　関係委員に報告いたします。

議案第 58 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どお

り適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 58 ページの日程第9 議案第59号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。○○委員お願いします。

○番委員 報告いたします。

59 ページの審議番号1番です。関連資料は61 ページから63 ページになります。

申請人は、指宿市の○○○○○さんです。申請地は、穂娃町○○字○○○○○○番の畠 他1筆の計256 m²で○○自治会に位置します。

昭和○年代ごろまでは申請人の○○が耕作していましたが、昭和○年代には耕作しなくなり、杉などを植え山林化しました。現在は特に管理されていない状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

次に、○○委員お願いします。

報告いたします。

59 ページの審議番号2番です。関連資料は64 ページから66 ページになります。

申請人は、知覧町○○の○○○○○さんです。申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠 2,285 m²で○○近くに位置します。

申請人の○○が、杉やヒノキの苗を栽培していました。申請地は、その前所有者がすでに杉山にしていたため、父が杉の穂を取って苗にするため購入したとのことです。○○が平成○年に他界するまでは管理していましたが、その後は管理がされていない状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、60 ページの審議番号3番です。関連資料は67 ページから72 ページになります。

申請人は、川辺町○○の○○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○○○○番の田 他6筆の計6,083 m²で○○近くと○○自治会近くに位置します。

申請人及びその○○が昭和○年、昭和○年に所有権移転により農地を取得し、その後昭和○年に農地法第4条の許可を得ずに杉を植林しました。現在は山林として管理している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年

数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長　只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 59 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。よって議案第 59 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議長　次に、日程第 10 「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

○番委員　農地利用状況調査で期間延長について

○番委員　タブレットの有効活用について

○番委員　委員活動及び利用権設定について

議長　他にないですか。

委員　「なし」の声あり

議長　ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長　今後の日程について連絡

議長　その他にありませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 7 年第 9 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長　「一同礼」

閉会　午後 3 時 5 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 3 番

会議録署名委員 4 番